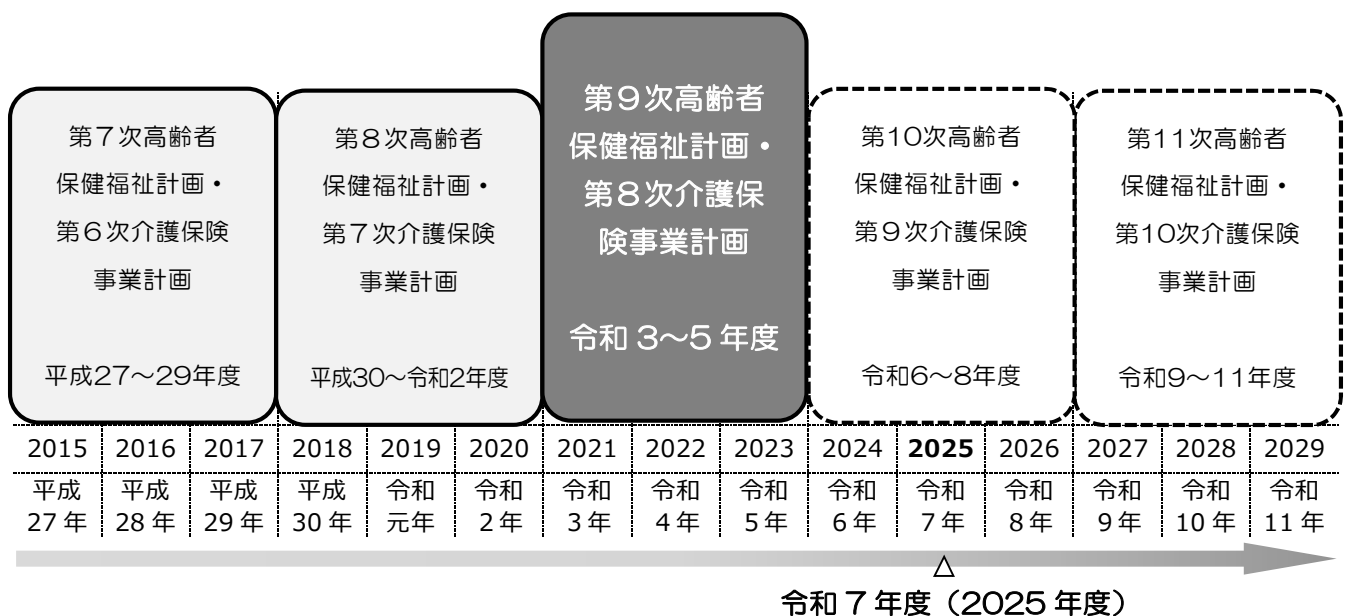


精華町第9次高齢者保健福祉計画 精華町第8期介護保険事業計画 (概要版) (案)

高齢者保健福祉計画は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する「老人福祉計画」に基づき、介護保険事業計画は介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、策定するものです。

高齢者保健福祉計画は、要介護認定者等に限らず高齢者全般にわたる計画であり、介護保険事業計画と相互に連携する必要があるため、本町では両計画を一体化して策定します。

本計画は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間を計画期間とし、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）及び高齢者数が最も多くなる令和22年（2040年）を見据えて段階的に取り組みを進めるための計画として策定します。



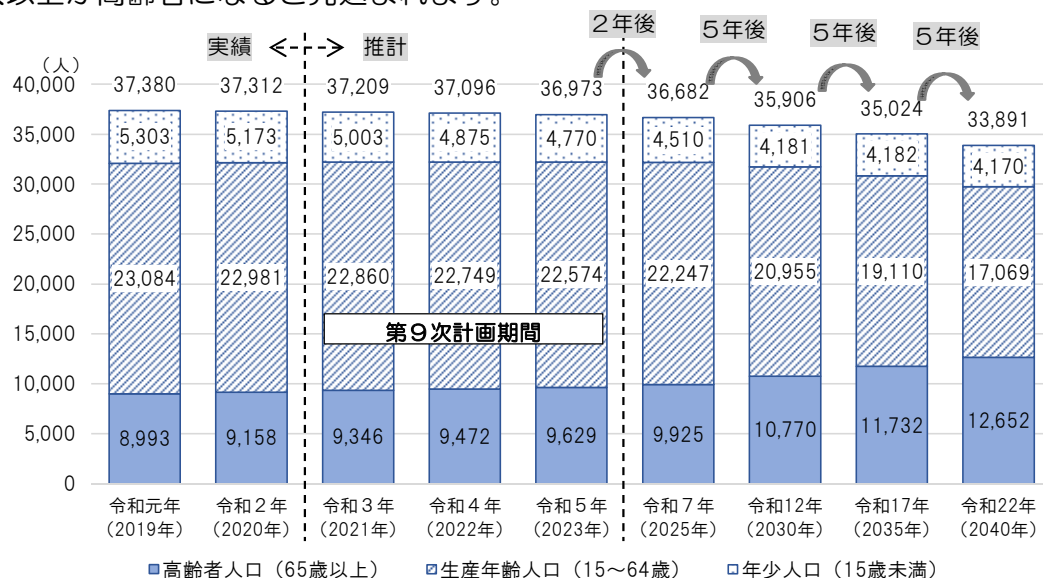
第8期介護保険事業計画策定に係る国の基本指針において、次の内容が計画策定のポイントとしてあげられています。

- （1）2025年・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- （2）地域共生社会の実現
- （3）介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- （4）有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- （5）認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- （6）地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- （7）災害や感染症対策に係る体制整備

2040 年の精華町の姿

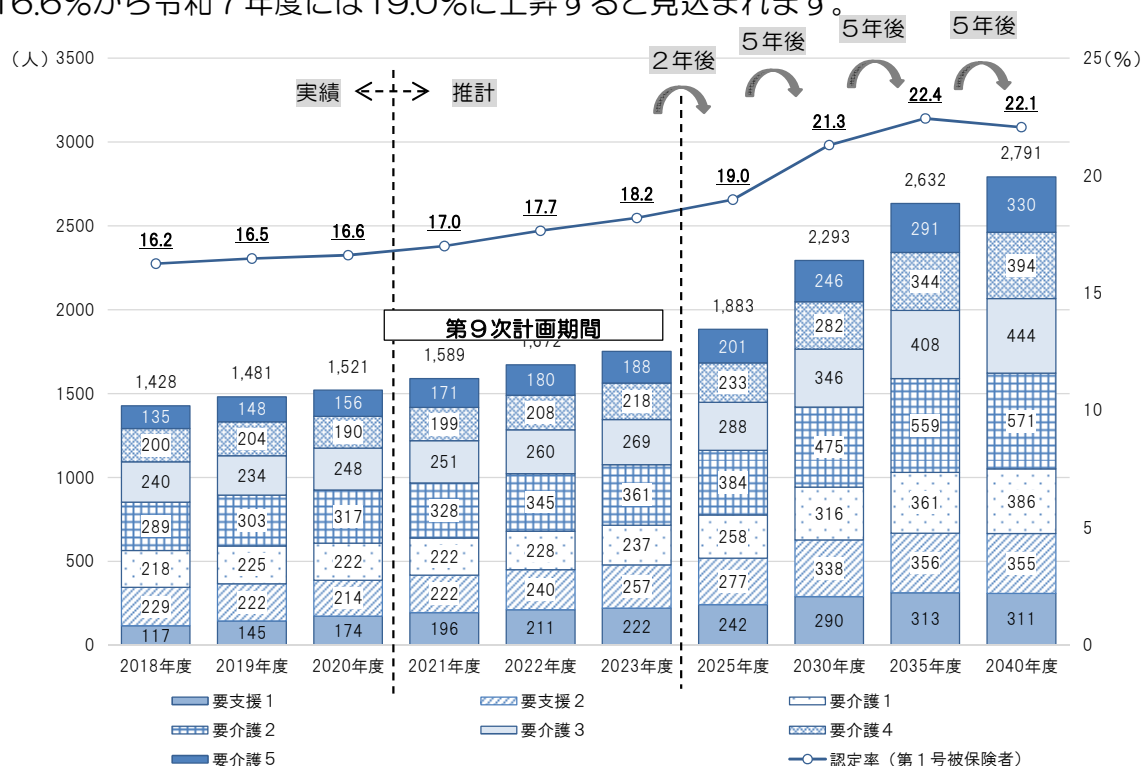
人口は、令和元年の37,380人から令和7年には36,682人と緩やかに減少し、令和22年には33,891人まで減少すると見込まれます。

高齢化率は、令和元年の24.1%から令和7年には27.1%、令和22年には37.3%と3人に1人以上が高齢者になると見込まれます。



資料：実績／住民基本台帳人口（各年9月末現在）、推計／住民基本台帳人口（各年9月末現在）から推計

要介護等認定者数は、令和2年度の1,521人から令和7年度には1,883人（1.24倍）、令和22年度には2,791人（1.83倍）になると見込まれます。第1号認定率（第1号認定者数÷第1号被保険者数＝第1号被保険者に占める第1号認定者の割合）は令和2年度の16.6%から令和7年度には19.0%に上昇すると見込まれます。

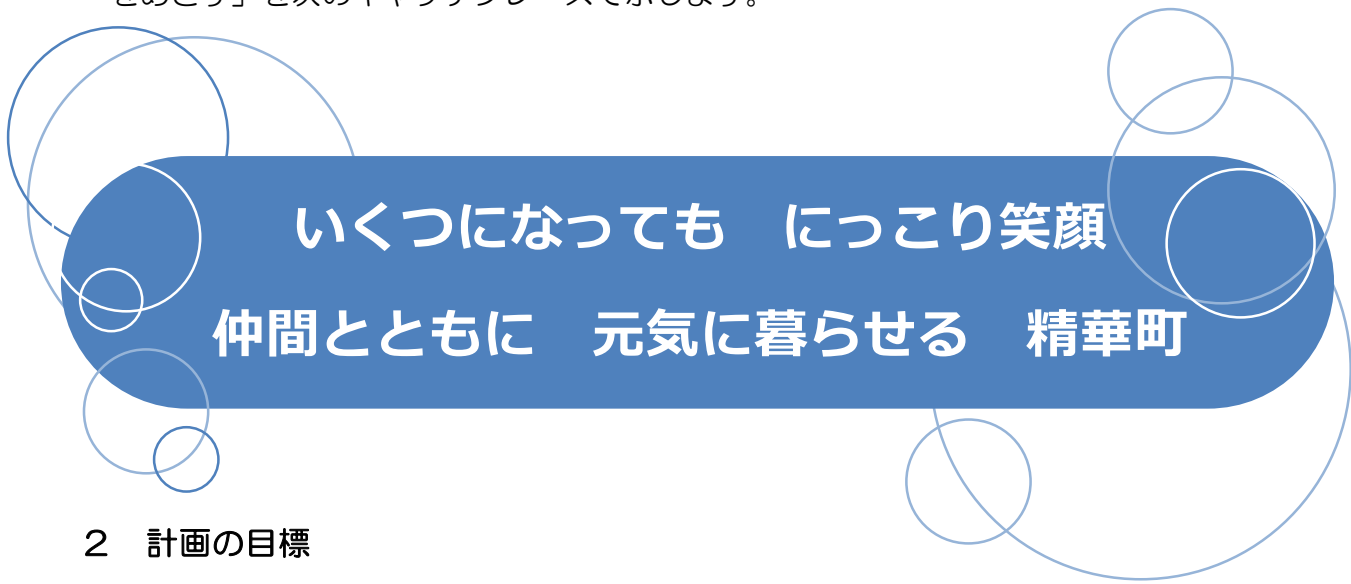


資料：地域包括ケア「見える化」システム活用による推計

基本理念と計画の目標

1 基本理念

精華町の高齢福祉に係る基本理念「高齢者が安心して生き生きと自立して暮らせるまちをめざす」を次のキャッチフレーズで示します。



**いくつになっても にっこり笑顔
仲間とともに 元気に暮らせる 精華町**

2 計画の目標

基本理念のもと、地域の住民や多様な主体が参画し、世代や分野を越えつなげる地域共生社会の実現に向け、また、地域共生社会を土台とした地域包括ケアシステムが構築されたまちの姿として、この計画の目標を2つ設定し、高齢者の幸福度の向上、健康寿命の延伸等を目指します。

いくつになっても元気に暮らせる！

誰もが自分らしく高齢期を楽しめるまち

人生を通じて培ってきた知識や経験、技術を生かして、自分らしく活躍し、元気に暮らせるまちをめざします。

いくつになっても仲間とともに！

介護等が必要になったときの安心があるまち

家族や近所の人、友人、子どもから高齢の人まで、仲間とともによろこびあい、支えあって、住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らせるまちをめざします。

施策体系

施策の柱

施策領域と施策目標

その人らしい
高齢期の
暮らしと活
動を応援す
る施策

(1) 健康づくり・介護予防の充実

施策目標 ▶ 住民が「自分の健康は自分でつくる」という意識を持って、健康づくりや介護予防に取り組んでいる

【施策内容】

- 健康づくりの推進
- 介護予防の充実
- 介護予防ケアマネジメントの提供体制の推進
- リハビリテーション提供体制の強化

(2) 高齢期の社会参画機会の拡充

施策目標 ▶ 高齢の人が、いきいきと社会参画している

【施策内容】

- 働く場と機会づくりの促進
- 趣味・社会貢献活動等の促進

(3) 地域福祉の充実

施策目標 ▶ 地域福祉の活動に住民が積極的に参画している

【施策内容】

- 高齢期に関する住民の相互理解の向上
- 高齢福祉ボランティアの養成・確保
- 身近な居場所・活動拠点づくりの促進
- 地域生活での安心サポートの充実
- 生活安全に係る普及啓発

(4) 権利擁護対策等の推進

施策目標 ▶ 高齢の人の生命、財産、生活に係る権利が守られている

【施策内容】

- 高齢者虐待の予防と対策
- 成年後見制度等の利用支援
- 消費者被害の予防と対策

(5) 生活支援体制等の充実

施策目標 ▶ 多様な主体が住民の生活支援に携わっている

【施策内容】

- 介護予防・生活支援サービス事業の充実
(訪問型サービス、通所型サービス)
- 通いの場の充実
- 生活支援サービスの充実

(6) やさしいまちづくりの推進

施策目標 ▶ 安心して生活できるユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいる

【施策内容】

- 高齢期に対応した住まいづくりの促進
- 移動のしやすさの確保
- 公共公益的施設のバリアフリー化の促進

(7) 災害や感染症に係る体制整備

施策目標 ▶ 非常時においても自分や家族等の安全を確保し、安心して過ごせる

【施策内容】

- 平時からの見守り活動の促進
- 災害時要配慮者の支援体制の促進
- 感染症予防のための啓発と環境整備の取り組み促進
- 感染症流行期の健康づくり・介護予防

(1) 在宅医療・介護連携の推進

施策目標 ▶ 安心して介護サービスが利用でき、その人らしい最期を迎えることができるまちとなっている

【施策内容】

- 居宅サービスの充実
- 介護保険施設サービス等の確保・活用
- 地域密着型サービスの充実
- 在宅医療・介護連携の推進
- 看取りに関する知識普及と意識啓発の推進
- 多職種協働による看取り期のケア体制づくりの促進

(2) 地域包括支援センターの運営強化

施策目標 ▶ 地域包括支援センターが十分に、住民の介護予防や日々の暮らしをさまざまな側面からサポートしている

【施策内容】

- 地域包括支援センターの機能充実
- 地域ケア会議の充実

(3) 認知症対策の充実

施策目標 ▶ 認知症についての地域の理解が進み、自分らしく暮らすことができる

【施策内容】

- 普及啓発・本人発信支援
- 認知症の予防に関する取り組みの促進
- 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援の促進
- 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の方への支援・社会参加支援の強化

(4) 家族介護支援の推進

施策目標 ▶ 介護が必要な人とともに暮らす家族が、安心して介護をすることができる

【施策内容】

- 家族介護支援の推進

(5) 介護保険事業の適正運営

施策目標 ▶ 介護保険事業が適正に運営され、住民が安心して介護保険サービスを利用できる

【施策内容】

- 介護保険制度・サービスに係る情報の提供
- 要介護認定・介護給付の適正の確保
- 低所得者の経済的負担の軽減
- 介護保険サービスの質の向上

(6) 介護人材の確保

施策目標 ▶ 介護人材確保のための啓発及び人材育成支援がされている

【施策内容】

- 福祉・介護サービス従事者の確保・育成
- 生活支援等の担い手の確保
- 各種制度の周知
- 介護現場における業務の効率化